別表１

法人部門のライセンスの交付対象となる者は、申請日時点で以下の表に該当し、かつ川口市内に本社を有する会社の経営者又は従業員を指す。

業種	要件
①製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社
②卸売業	資本金の額又は出資の額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社
③サービス業 （ソフトウェア業・又は情報処理サービス業、旅館業を除く）	資本金の額又は出資の額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社
④小売業	資本金の額又は出資の額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社
⑤ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	資本金の額又は出資の額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 900 人以下の会社
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社
⑦旅館業	資本金の額又は出資の額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 200 人以下の会社
⑧その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社
⑨医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下の者
⑩中小企業支援法第２条第１項第４号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑪特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しないものとする。